

クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について

平成19年3月18日 18北計第147号
北海道森林管理局長より各森林管理署（支署）長あて

〔最終改正〕平成30年1月23日 29北計第76号

1 目的

近年、森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まる中で、生物多様性保全の観点から野生生物の生息・生育環境の保全に対する要請が高まっている。

そうした中、猛禽類の多くは陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されており、その希少性及び生物多様性保全の観点から、近年、その保護についての要請が高まっている。このうちクマタカは、我が国の森林生態系を代表する猛禽類であるが、近年、巣立ち雛の数が極端に減少しているといわれ、将来における種の存続が危惧される状況になっていることから、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）」に基づく「国内希少野生動植物種（以下、国内希少種）」に指定されている。また、オオタカは、近年の成熟個体数の増加により、平成29年9月に「種の保存法」に基づく「国内希少種」の指定が解除されたところであるが、これまでの森林施業における積極的な配慮が成熟個体数の増加にも寄与したと考えられることから、引き続き、保全対策を継続することが必要である。

このため、クマタカ及びオオタカの保護を目的として、その取扱いについて、以下のとおり定めるものである。

2 営巣木保護区域の設定

営巣木保護区域内における営巣中心域及び高利用域の設定は次のとおりとする。

なお、クマタカ、オオタカは、2～3個の巣を有することが多いことから、保護区域の設定は、原則としてそのシーズンに使用している営巣木を中心とする。

(1) 営巣中心域

ア 設定目的

- ① 長期にわたって営巣場所を提供するため。
- ② 幼鳥に休息場所、隠れ場所などを提供するため。
- ③ 餌動物のための良質な生息環境を提供するため。
- ④ 好適な狩場環境を提供するため。

イ 設定範囲

営巣期に施業上特に配慮を要する区域として、営巣木（現在営巣（繁殖）に使用している巣を有する木：以下同じ。）からオオタカは半径250m、クマタカは半径50m以内の区域とし、林小班界、尾根、沢等の天然界を目安とする。

(2) 高利用域

ア 設定目的

- ① 餌動物のための良質な生息環境を提供するため。
- ② 好適な狩場環境を提供するため。

イ 設定範囲

採餌場や主要な飛行ルート、主要な旋回場所等利用度の高い区域として、営巣木から半径2 km以内の区域とし、林小班界、尾根、沢等の天然界を目安とする。

3 営巣木保護区域における森林施業の取扱い

(1) クマタカ、オオタカ共通

営巣中心域のうち営巣木から半径50m程度

- ① 営巣木を含め、原則伐採は行わない。
- ② 営巣していないが、巣が確認されている木についても同様に扱うものとするが、生息環境の変化を避けるため、間伐以外の伐採は行わない。
- ③ 保育は非営巣期に実施する。
- ④ なお、営巣期については、立ち入りを控えるとともに、極力騒音や振動の発生防止に努める。
- ⑤ 林道、作業道は、原則として新たに設置しない。

(2) クマタカ

ア 営巣中心域

- ① 営巣期（2～8月）は、営巣の確認のため以外は入林せず、伐採・保育等の実施は非営巣期に行う。また、樹木の伐採は、複層伐、択伐、間伐を原則とし、皆伐を行うことが必要な場合は、小面積の皆伐（1 ha以下）で、更新後の平均樹高が10mに達するまでは、隣接した伐区を設定しない。
- ② 番が利用する巣が複数ある場合は、それぞれの巣がある林分の分断化を避ける。
- ③ 営巣木は、急傾斜地の広葉樹林の大径木で太い枝を利用して営巣することが多いことから、これらの木の育成保全に努める。

イ 高利用域

- ① 採餌場の確保に配慮するため、人工林において皆伐を行う場合は、小規模（5 ha以下）、分散配置に努める。
- ② 営巣に適した大径木の育成保全を図るとともに、樹冠下を飛行する機会が多いことから、人工林は枝下高が高く疎仕立てとなるよう努める

(3) オオタカ

ア 営巣中心域

- ① 営巣期（3～7月）は、営巣の確認のため以外は入林せず、伐採、保育等の実施は非営巣期に行う。また、樹木の伐採は、複層伐、択伐、間伐を原則とし、皆伐を行う場合は、小面積の皆伐（1 ha以下）で、更新後の平均樹高が10mに達するまでは、隣接した伐区を設定しない。
- ② 番が利用する巣が複数ある場合は、それぞれの巣がある林分の分断化を避ける。
- ③ 営巣木はカラマツやトドマツなどの針葉樹林を利用することが多いことから、営巣に適した大径木の育成保全に努める。
- ④ 樹冠下を飛行する機会が多いことから、人工林は枝下高が高く疎仕立てとなるよう努める。

イ 高利用域

クマタカに準ずる。

4 営巣木が発見されない場合の生息区域内の森林施業

クマタカ、オオタカの個体の存在は確認されるものの、営巣木が確認されない場合については、次の点に配慮して森林施業を行う。

- ① クマタカ、オオタカの生息環境の大きな変化を避けるため、伐区の面積が1ha以上となるような皆伐は行わない。
- ② 択伐又は間伐を行う場合であっても、営巣木となる可能性の高い立木の保存に努める。
- ③ 営巣斜面が急峻な崖地で危険を伴う場合や抱卵期で繁殖の中止のおそれのある場合などの理由から、営巣木の確認が困難あるいは適当でない場合は、観察データを基に範囲の絞り込みを行う等、営巣木保護区域の設定に努める。

5 巣はあるが、クマタカ、オオタカが発見されない場合の森林施業

- ① 巣は確認したが営巣を確認できない場合は、造巣期等のモニタリングによりそのシーズンに営巣に使用するかそうでないかを判断し、営巣木保護区域を検討することとし、営巣していないこと、かつ、その周辺にいないことが確認できた場合は、営巣木保護区域を設定する必要はない。
ただし、営巣していないが巣が確認されている木については保全に努める。
- ② 営巣しているかいないか判断がつかない、あるいは、クマタカ、オオタカがその巣周辺に執着している場合は、そのシーズンは営巣木保護区域と同様に扱う。

6 一般入林者に対する対応

(非公表)

7 その他

- ① 巣が1個発見されるとその周辺にも巣がある可能性が高いので留意する。
- ② (非公表)
- ③ 土木工事は、営巣中心域では実施しないことが望ましいが、防災上必要な場合には営巣期を避けるほか、営巣候補木を確保するよう努める。
なお、繁殖の失敗が確認された場合、工事は1ヶ月以上間をおいて実施する。
- ④ 把握したクマタカ、オオタカの情報は、森林管理局に報告するとともに、情報の蓄積に努める。また、事業実行に当たっては必要に応じて情報の確認に努める。
- ⑤ 蓄積された資料の取扱いについては、クマタカ、オオタカの保護の観点から、その開示を制限するなど十分配慮する。
- ⑥ 森林施業上の問題が発生した場合は、必要に応じて学識経験者の意見を聴くなど適切に対処する。
- ⑦ クマタカ、オオタカ以外の希少な猛禽類についても、その生態を考慮しながら、本通達に準じた森林の取扱に心がけ、その保護に留意する。

別紙

(非公表)